

瀬戸市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月10日

瀬戸市教育委員会
教育長 加藤正彦

瀬戸市教育委員会規則第5号

瀬戸市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成27年瀬戸市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委任) 第2条 委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)から(14)まで <省略> (15) <省略> 2 <省略>	(委任) 第2条 委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)から(14)まで <省略> <u>(15) 市指定文化財の指定又はその解除に関すること。</u> (16) <省略> 2 <省略>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。